

ホームページレンタル利用約款

平成 20 年 10 月版
株式会社HR s o f t

目次

第1条(目的)	1
第2条(本利用約款に付属する規定)	1
第3条(本利用約款の改定)	1
第4条(サービスの再委託)	1
第5条(利用者の再委託)	1
第6条(利用申込方法)	1
第7条(利用契約の成立要件)	1
第8条(権利の譲渡等の禁止)	2
第9条(お客様の地位の承継)	2
第10条(変更の届出)	2
第11条(ソフトウェアの使用条件の遵守)	2
第12条(借主となる時期等)	2
第13条(利用上の注意事項)	2
第14条(サービスの種類)	3
第16条(1ページの基準)	3
第16条(利用目的)	3
第17条(アカウント登録)	3
第18条(ドメイン取得代行とその管理)	4
第19条(レンタルサーバーサービス)	4
第20条(借主の責任)	4
第21条(等サービスの中断)	5
第22条(第三者からのクレーム)	6
第23条(免責)	6
第24条(料金の支払)	6
第25条(割増金)	7
第26条(遅延損害金)	7
第27条(消費税)	7
第28条(契約解除に伴う利用料金等の清算方法)	7
第29条(借主が行う利用契約の解除)	7
第30条(HRグループが行う利用契約の解除)	7
第31条(当サービスの廃止)	8
第32条(秘密の保持)	8
第33条(個人情報の使用)	8
第34条(商標等)	9
第35条(専属的合意管轄裁判所)	9
第36条(特約との関係)	9
第37条(協議事項)	9
第38条(準拠法)	9

附則

第1条(目的)

- 1 本利用約款は、HR s o f tがお客様(以下段階に応じて「申込者」「利用者」「借主」とする。)に対して提供するホームページレンタルサービス(以下「当サービス」という。)の詳細を定めるものです。
- 2 申込者・利用者・借主に関する規定は、必要な範囲で申込者・利用者・借主相互に全規定が適用されます。

第2条(本利用約款に付属する規定)

HR s o f tがオンライン等を通じて随時お客様に対して発表する当サービスの利用上の取り決めは如何なるものも本利用約款に属しその一部を構成するものとし、お客様はこれに従っていただきます。

第3条(本利用約款の改定)

- 1 HR s o f tはお客様の承諾を得ることなく本利用約款及び利用料金等を随時改定することができ、既存のお客様には変更後の約款及び利用料金等が適用されます。
- 2 前項の改定を行う場合は、15日以上予告期間をおいて改定対象約款の新旧既定をHR s o f tホームページにてお客様に対し公開するものとします。
- 3 第1項の改定は、第2項の予告期間経過をもって効力が発生します。
- 4 第1項の規定によりサービス料金又は返金に関する規定が変更された場合、契約期間中のお客様には適用されず、改定日以降、更新及び新たにサービス開始となるお客様に対して適用されます。

第4条(サービスの再委託)

HR s o f tは、当サービスを提供するにあたり、その業務の全部又は一部をHR s o f tの責任において第三者に委託することができ、お客様は事前に承認したものとみなします。

第5条(利用者となる時期)

- 1 申込者はHR s o f tに対し当サービスの利用を申し込み、HR s o f tがこれを承認した時点をもって利用者となります。
- 2 申込者は当サービスへの利用申込みの時点で本利用約款の内容を承諾しているものとみなします。

第6条(利用申込方法)

- 1 当サービスの利用申込は、所定の書式による申込書をHR s o f tに提出する方法によっておこないます。
- 2 当サービスへの申込みに際し、申込者の特定のため確認資料を提出いただくことがあります。

第7条(利用契約の成立要件)

- 1 次の各号に該当するとHR s o f tが判断した場合は、HR s o f tは利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1)HR s o f tが、申込みにかかる当サービスの提供・保守についてこれが困難であると判断したとき
 - (2)申込者が未成年者であって、親権者又は後見人の書面による同意が得られないとき
 - (3)申込者が利用申込に際し、虚偽の内容を記載したことが判明したとき
 - (4)申込者が日本国内に居住していないとき
 - (5)申込者との日本語による意思疎通が困難なとき
 - (6)申込者が日本語以外の言語を主体としたコンテンツを公開するとき
 - (7)申込者がHR s o f tの社会的信用を失墜させる態様で当サービスを利用するおそれがあるとき
 - (8)申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められるとき

- (9) HR s o f t の競合他社等、事業場の秘密を調査する目的で契約を行おうとしていることが判明したとき
 - (10) 申込者が当サービスを解約され、又は本利用約款に違反した事実があるとき、及びHR s o f t の規約に違反するおそれがあるとき
 - (11) その他、HR s o f t が申込みを承諾することが相当でないとき
- 2 当サービスの利用契約成立後は、第 29 条(利用者による当サービスの解除)に定める解約の連絡又は支払方法の変更の連絡が無い場合であり、かつHR s o f t が契約更新を認めた場合に限り、同条件で自動的に契約は更新されるものとします。
 - 3 前項においてサービス料金又は返金についての取り決めが変更された場合、契約期間中のお客様には適用されず、改定日以降、更新及び新たにサービス開始となるお客様に対して適用されます。

第 8 条(権利の譲渡等の禁止)

利用者・借主は、当サービスを利用する権利を第三者に使用、譲渡、再貸与、質権の設定その他の担保に供することはできず、また相続させることは禁止します。

第 9 条(お客様の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併・会社分割等組織再編によりお客様の地位の承継があった場合、地位を承継したものは承継した日から 30 日以内に HR s o f t に対し書面で通知するものとします。
- 2 第 7 条(利用契約の成立要件)の規定は、前項の場合においても適用されます。

第 10 条(変更の届出)

- 1 お客様は、当サービスの利用申込みの際、HR s o f t に対して届け出た事項に変更があった場合には、速やかに所定の書式で変更の届出をしなければなりません。
- 2 変更があったにもかかわらず、届出がなされなかったことでお客様が不利益を被ったとしても、HR s o f t はその責任を一切負わないものとします。
- 3 変更届出の遅延及び懈怠により HR s o f t からの通知が不着の場合でも、HR s o f t は通常到達すべき時期にお客様のもとに到着したものとみなすことができるものとします。

第 11 条(ソフトウェアの使用条件の遵守)

利用者は、当サービスの利用に関して、HR s o f t の提供するソフトウェアを利用する場合には、そのソフトウェアに関して別途定める使用条件を遵守するものとします。

第 12 条(借主となる時期等)

- 1 当サービスは、利用者が納品確認をすることにより、利用申込日に遡って、当初から借主としての地位を取得します。
- 2 借主には、本利用約款が定める申込者及び利用者に関する規定の一切が適用されます。
- 3 開始日を起算日として 1 ヶ月間を最低利用期間とします。
- 4 借主は、前項の最低利用期間内において、プランの変更はできないものとします。

第 13 条(利用上の注意事項)

- 1 借主は、当サービスを本利用約款の各条項に従い自ら利用し、又は自己の従業員及び労働者派遣契約に基づく業務に従事する者その他借主の指定する者(以下「指定利用者」という。)に利用させることができるものとし、借主は、指定利用者に本利用約款を遵守させるものとします。
- 2 借主が国内外問わず他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制及びそれらの国の法令に従わなければなりません。
- 3 借主は、自己の費用と責任において、各サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及びサービスを準備し、当サービスを利用するものとします。

- 4 借主は、各サービスを利用するために任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、HR s o f tは通信事業者もしくはインターネット接続事業者の責任に帰すべき事由で当サービスの提供が妨げられたとしても、その責任を一切負わないものとします。
- 5 HR s o f tは、各サービスの利用のために必要又は適したソフトウェアを指定することがあり、借主が、指定したソフトウェアと異なるものを用いたとき、HR s o f tが提供するサービスを受けられないことがあります。

第14条(サービスの種類)

- 1 HR s o f tは借主に対し以下のサービスを提供します。
 - (1) ホームページ開設用アドレス(ドメイン)の取得
 - (2) ホームページ開設用サーバー領域確保
 - (3) 電子メール用アドレスの設定
 - (4) 画像素材、バナー制作、ロゴ制作
 - (5) ウェブサイト構築全般
 - (6) ウェブ総合コンサルティング
 - (7) ホームページ管理、保守に関するパソコン指導
 - (8) レンタルサーバーサービス
 - (9) サーバーの維持管理
 - (10) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 2 HR s o f tは、当サービスの規格及び仕様を、予告なく変更することがあります。

第15条(1ページの基準)

- 1 HR s o f tは、マイクロソフト社の標準ブラウザ(IE7)を標準ブラウザとします。
- 2 表示内容はフォントサイズ(中)を標準値とします。
- 3 ホームページの1ページの大きさはA4サイズを基準とし、上記フォントサイズでA4サイズに印刷できる内容とします。

第16条(利用目的及び禁止事項)

- 1 借主は、第20条(借主の責任及び禁止行為)、第23条(免責)の規定が適用されることを条件として、当サービスを通して営利目的の行為を行うことができます。
- 2 前項の規定に基づく当サービスの利用であっても、借主は以下の行為を行ってはなりません。
 - (1) 営業活動の取締り、規制に係る各種法令、規則等に違反する行為
 - (2) 他社の営業活動を妨害する行為
 - (3) 募金、カンパ、寄付、布施その他名目を問わず無償にて金品の交付を受ける行為又は出資を募る行為
 - (4) 製品、サービスの販売のための組織、ネットワークの構築を目的とする行為
 - (5) 個人情報の収集を目的とする行為

第17条(アカウント登録)

- 1 借主は、利用者ごとに当サービスの利用のためのアカウントを自らの責任で管理するものとし、管理の不徹底や誤使用、第三者使用等によって損害が発生した場合においても、HR s o f tがその責任を負うことはありません。
- 2 借主は、アカウントに関して、以下の義務を負います。
 - (1) 他人によるアカウント使用の禁止、またその使用権に対して、貸与、名義変更、譲渡、担保権設定等の処分の禁止
 - (2) アカウントがわからなくなった場合、速やかなるHR s o f tへの届出
 - (3) アカウントの秘密保持義務
 - (4) アカウントの漏洩、他人による使用について、直ちにHR s o f tに通知し、HR s o f

tの指示に従う義務

- 3 アカウントによる当サービスの利用は、すべて借主による利用とみなし、借主はみなし利用中に生じた利用料等全ての債務を弁済しなければなりません。

第18条(ドメイン取得代行とその管理)

- 1 HR s o f tは、ドメイン名管理団体の行うドメイン名登録のための手続が遅延し、又はドメイン名管理団体がその手続を行わないことによって利用者に損害が生じた場合においても、一切の責任を負わないものとします。利用者が独自で管理するドメイン名の登録・維持・管理は、利用者の責任において行うものとし、HR s o f tは一切関与しません。
- 2 HR s o f tは、登録されたドメイン名を維持することができなかつたことより借主に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、借主は、HR s o f t所定のドメイン取得代行サービス利用料金の返還を求められません。
- 3 利用者の申請に基づきHR s o f tが申請代行して取得したドメイン名の所有権は、借主に帰属します。ドメイン名の所有権の帰属・譲渡・消滅等ドメインの所有権に関する責任は、全て借主が負うものとし、HR s o f tは一切の責任を負わないものとします。
- 4 HR s o f tのドメイン取得代行サービスを通じて登録、または登録申請にかかるドメイン名に関するあらゆる紛争は、I C A N N (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が採択した統一ドメイン名紛争処理方針に従い処理されるものとします。

第19条(レンタルサーバーサービス)

- 1 サーバー内に存在するHR s o f tが制作、提供した各ファイル及びデータの全てはHR s o f tの著作物とします。HR s o f tの許可なく、上記ファイル及びデータの譲渡、再販等を行った場合は、当サービスの利用を中止し、著作権法に基づいた賠償責任を要求するものとします。
- 2 HR s o f tレンタルサーバーの利用においては、サーバー容量及び転送量の制限値内で利用するものとし、その制限値を超過した場合、HR s o f tは借主に断りなく当サービスの提供を停止します。また、第20条(借主の責任)第4項及び第5項に基づいて借主はHR s o f tに対し、その際に発生した損害を賠償していただく場合があります。
- 3 HR s o f tのレンタルサーバーを用いて第三者に独自のサービスを提供したり、サーバーのスペースを有償無償に関係なく提供したりすることを禁止します。
- 4 HR s o f tは、借主が自らサーバー内に登録したデータに対して何らのバックアップ体制も用意せずに変更を加え、もってデータを消滅改変等した場合について、その責任を負わないものとします。
- 5 HR s o f tは、以下の場合、借主の承諾なくHR s o f tのレンタルサーバー内のデータを消去できるものとします。
 - (1)当該データが、各サービスの提供に悪影響を及ぼし得ると、HR s o f tが判断した場合
 - (2)その他各サービスを提供する上で、HR s o f tが当該データの削除を必要であると判断した場合
- 6 HR s o f tは、サーバーの故障・停止等復旧の便宜を図るために、借主の登録したデータの複写を保管することができます。しかし、それはサーバー内のデータ保管を保証するものではありません。
- 7 借主が登録したデータにかかる借主または第三者の著作権法の権利に関し、HR s o f tはこれらを保護する義務を負わないものとします。
- 8 HR s o f tは、レンタルサーバーサービスを提供する上で、HR s o f tのレンタルサーバーの責任に帰すべき事由、または不測の事故等のやむを得ない事由により、その利用ができない状態が生じた場合においても一切責任を負わないものとします。尚、応答(レスポンス)速度あるいは通信速度が遅いことに関して生じたトラブルにおいても一切責任を負わないものとします。また、サーバーの定期メンテナンスを行う場合があります。その間サーバーは停止状態となります。

第20条(借主の責任)

- 1 借主は、アカウントによって、当サービス用の設備としてHR s o f t が設置しているサーバー(以下「サーバー」といいます。)に収録、蓄積される情報に関する全責任を負うものとし、第三者との間に著作権等その他の事項に関して紛争が生じた場合、借主は自己の責任と負担で解決するものとします。
- 2 借主は、当サービスを利用して次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本利用約款の内容に反する行為
 - (2) HR s o f t もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 他社の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 他社を差別又は誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
 - (6) 売春、児童ポルノ、暴力、残虐、幼児虐待等にあたる画像、文書等を送信又は表示する行為
 - (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれに勧誘する行為
 - (8) 当サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (9) 他社になりすまして当サービスを利用する行為
 - (10) 有害なコンピュータプログラム等を設置、送信又は掲載する行為
 - (11) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為、又は公職選挙法に違反する行為
 - (12) 無断で未承諾広告、スパム、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
 - (13) サーバー又は他社の設備等の利用又は運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
 - (14) TELNET のように UNIX コマンドへのアクセスを可能にするプログラムを設置する行為
 - (15) UNIX コマンドのバイナリファイルをアップロードする行為
 - (16) 公序良俗に反する行為及びそのおそれのある行為
 - (17) その他法令に違反し、又は他者に不利益を与える行為
 - (18) 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等へリンクを張る行為
 - (19) 著しく CPU タイム、プロセス数、通信帯域を使用しHR s o f t の運営に支障をきたすおそれのあるコンテンツを設置する行為
 - (20) その他、HR s o f t が当サービスの借主として相応しくないと判断する行為

第 21 条(当サービスの中断)

- 1 HR s o f t は、以下のいずれかが起こった場合は、借主に事前に通知することなく、一時的に当サービス全体、又はアカウントごとのサービスを中断することができるものとします。
 - (1) 当サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行うとき
 - (2) 借主が料金の支払いを滞ったとき
 - (3) 火災、停電等により当サービスの提供ができなくなったとき
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により当サービスの提供ができなくなったとき
 - (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により当サービスの提供ができなくなったとき
 - (6) 借主と特定利用者又は第三者の間で紛争が生じたとき
 - (7) HR s o f t に対し、第 20 条(借主の責任)第 4 項の請求又は訴訟の提起がなされたとき
 - (8) HR s o f t に対し、借主に係わるクレーム、請求等がなされHR s o f t の業務に支障を来たとHR s o f t が判断したとき
 - (9) HR s o f t の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれがある等、当サービスの運用に支障を来たとHR s o f t が判断したとき
 - (10) 申込者が、利用契約の申込に際し、虚偽の届出をしたことが判明したとき
 - (11) その他運用上或は技術上、HR s o f t が当サービスの一時的な中断が必要と判断したとき

- 2 HR s o f tは、緊急の場合にするサービスの一時停止並びに保守点検について、事前に借主に通知することなく行うことができます。
- 3 HR s o f tは、不慮の事故、不可抗力等のやむを得ない自由により、当サービスの運用を中断できるものとします。

第 22 条(第三者からのクレーム)

- 1 HR s o f tは、借主が第 17 条(借主の責任)第 2 項に規定する禁止事項に該当する行為を行ったとHR s o f tが認めた場合、借主又は特定利用者による当サービスの利用に起因し、第三者からHR s o f tに対しクレーム、請求等が為され、または訴訟が提起された場合、またはその他の理由で当サービスの運営上不相当とHR s o f tが判断した場合は、借主は自己の責任と費用で当該クレーム、請求又は訴訟を解決するものとします。なお、当該クレーム、請求又は訴訟に起因してHR s o f tが損害を被った場合は、借主は確定した損害、費用(弁護士費用を含みます。)に相当する金額をHR s o f tに支払わなければなりません。
- 2 HR s o f tは、借主が第 17 条(借主の責任)第 2 項に規定する禁止事項のいずれかに該当する行為を行っているとしてHR s o f tが認めた場合、借主に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1)第 17 条(借主の責任)第 2 項に規定する禁止事項に該当する行為の差し止め請求
 - (2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議の要求
 - (3)当サービスを利用した、インターネット上の掲載情報についての削除要求
 - (4)事前に通知することなく、借主又は借主の関係者が当サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部もしくは一部を第三者が閲覧できにくい状態に置くこと
 - (5)当サービスの利用を停止
 - (6)利用契約の解除
- 3 借主は、前項の場合の他、借主又は特定利用者が当サービスの利用に関連してHR s o f t又は第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償するものとします。

第 23 条(免責)

- 1 HR s o f tは、当サービスに関連して発生した借主又は特定利用者のいかなる損害(逸失利益及び第三者から借主又は利用者に対して為されたクレーム、損害賠償請求等に基づく損害を含みます。)についても、一切責任を負わないものとします。
- 2 HR s o f tは、当サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証責任も負わないものとします。
- 3 HR s o f tは、借主と同業他社に対しても当サービスを提供するものであることを借主は事前に承認するものとし、HR s o f tによる利益相反行為に基づく信義則上の損害賠償・慰謝料請求等は一切負わないものとします。
- 4 HR s o f tは、当サービスの利用に遅延又は中断(前条の中断を含みますが、これに限りません。)等が発生しても賠償の責任を一切負わないものとし、これに起因する借主及び利用者が被った損害(逸失利益を含みます。)に関し、何らの責任も負わないものとします。
- 5 HR s o f tは、アカウントによってサーバーに収録、蓄積された情報の消失又は毀損に関して何らの責任も負わないものとします。
- 6 HR s o f tは、利用契約の終了後は、第 1 項の借主及び利用者に関する情報を消去するものとします。但し、利用契約の終了後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

第 24 条(料金の支払い)

- 1 借主は、当サービスの利用にあたって、別表に定める利用料金をHR s o f tに支払うものとします。
- 2 口座振替による契約の場合、HR s o f tは毎月HR s o f tが定める日に翌月分の当サービスの利用の対価をご指定の金融機関に請求し、借主はこれを了承するものとします。

- 3 HR s o f tは、借主からの承諾を得ることなく、料金の改定または部分的変更を行うことができるものとします。借主は、改訂または変更後の料金規定に定められた料金を所定の手続で支払うものとします。

第 25 条(割増金)

利用料金等の支払を不法に免れた借主は、その免れた額に加え、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の 2 倍に相当する額を割増金としてHR s o f tが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

第 26 条(遅延損害金)

- 1 借主が当サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、借主は支払期日の翌日から実際に支払い頂いた日の前日までの日数に、年 14.5%の割合で計算される金額を遅延損害金として、利用料金その他債務と一括して、HR s o f tが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2 前項の支払いに必要な振り込み手数料その他の費用は、全て借主の負担とします。

第 27 条(消費税)

借主が、HR s o f tに対し当サービスに関する料金を支払う場合において支払いを要する額は、当該料金の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

第 28 条(契約解除に伴う利用料金等の清算方法)

- 1 借主は、第 12 条(最低利用期間)に定める最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合、当サービスの利用料金を解約違約金として、HR s o f tの請求に基づき一括して直ちに支払うものとします。
- 2 前項の解約違約金の額は、解除日から最低利用期間に達するまでの残余期間に対応する額とし、最低利用期間内にサービス内容に変更があった場合、変更後のコース料金を基に計算します。

第 29 条(借主が行う利用契約の解除)

- 1 借主は、利用契約を解除する場合、解除を希望する日の 1 ヶ月前までにHR s o f t所定の書式でHR s o f tに届け出るものとします。
- 2 その期日を過ぎた時点で契約解除の申請のない場合は、自動的に契約続行と判断するものとします。

第 30 条(HR s o f tが行う利用契約の解除)

- 1 借主が以下のいずれかひとつにでも該当する場合は、HR s o f tは利用契約を解約することができるものとします。その場合借主は、以下のいずれかひとつに該当した時点でHR s o f tに対して利用契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。
- (1) アカウントを不正に利用したとき
 - (2) 当サービスの運用を妨害したとき
 - (3) 仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、会社整理、会社更生、もしくは民事再生の申し立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - (4) 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき
 - (5) 収納代行会社または金融機関等により、借主が指定した支払口座の利用が停止させられたとき
 - (6) 手形交換所の取引停止処分の原因となる不渡りを 1 回でも出したとき
 - (7) 資産、信用、又は営業の譲渡、合併等事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると相手方に於いて判断したとき
 - (8) 当サービスの利用申込時に虚偽の申請をしたとき
 - (9) 当サービスにより利用しうる情報の改ざんを行なったとき

- (10) 当サービスの利用料金の支払いを遅延し、又は拒否・停止したとき
 - (11) HR s o f t の設定ファイル、ユーザー情報ファイル、他のユーザースペース内の情報等を表示又は操作する、
又はその可能性があるプログラムをアップロード及び利用したとき
 - (12) HR s o f t が利用を認めていないコマンド、プログラム、ディスクスペースに不正にアクセスしたとき
 - (13) HR s o f t が運営しているサーバーに対しポートスキャン、不正アクセス、各種攻撃等の行為が発覚したとき
 - (14) 本利用約款の全部又は一部に違反したとき
 - (15) 住所、電話番号に変更が無い場合でも連絡用にお知らせいただいているメールアドレスが不通となり、変更のご連絡を頂いていないとき
- 2 前項による解約にあたり支払済みの料金は一切返金しないものとします。
 - 3 借主が前項各号に該当したことによりHR s o f t が損害を被った場合、利用契約の解約の有無にかかわらず、借主に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 31 条(当サービスの廃止)

- 1 HR s o f t は、当サービスの提供を終了するときは、借主に対し事前に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
- 2 前項の通知は、当サービスのホームページ上で表示することにより行うものとし、表示後1ヶ月経過した時点で全ての借主に通知したものとみなされるものとします。
- 3 HR s o f t は理由の如何を問わず、第 1 項の通知を行うことにより当サービスの終了により借主が被った損害についても一切負わないものとします。
- 4 借主は当サービスの終了以降すでに支払済みで未消化の契約期間利用料金(最低利用期間分は除きます)に相当する金額をHR s o f t に請求できるものとします。
- 5 第 4 項の権利は当サービスの提供が終了した日から 90 日間を経過した時点で効力を失うものとします。

第 32 条(秘密の保持)

- 1 HR s o f t は、当サービスの提供に伴い取り扱った通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、当サービスの提供により知った借主及び利用者に関する情報を他に開示、漏洩せず、当サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。
- 2 HR s o f t は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 借主は、当サービスの提供により知り得たHR s o f t の業務上又は技術上の秘密情報をHR s o f t の書面による承諾なしに利用者その他第三者に開示、漏洩しないものとし、当サービスを利用するために必要な範囲を超えて使用しないものとします。
- 4 HR s o f t は、借主が本契約に基づく義務に違反しその他当サービスの提供を妨害する行為をなした場合、当サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、当サービスのために借主に関する情報を使用または提供することができます。

第 33 条(個人情報の使用)

- 1 HR s o f t は借主の個人情報を以下の用途で使用できるものとします。
 - (1) ドメイン登録、及びSSL証明書発行等、発行団体への申請
 - (2) 借主がHR s o f t に委託した作業についての連絡
 - (3) 必要書類の送付
 - (4) HR s o f t からののお知らせメール(障害時含む)、メールマガジン等の配信
 - (5) 借主への請求書作成・発送委託のための代行業者への情報提供
 - (6) 商品の発送
 - (7) HR s o f t、及び関連会社が提供する製品・サービスについての通知
 - (8) 利用者の意見調査目的でのアンケート・お知らせメール・メールマガジン等の配信

2 HR s o f t は、サポートの一環として新サービスの紹介、手続方法の変更、及び借主にとって有益と判断した情報を記載した電子メール及び郵便物等を利用者に送付することができるものとします。ただし、借主はHR s o f t が定める手続に従って申し出ることにより、電子メール及び郵便物等の配信を停止することができるものとします。

第 34 条(商標等)

- 1 借主は、HR s o f t の商標、称号または標章等(以下「HR s o f t の商標等」という)がHR s o f t の排他的権利であることを理解し、HR s o f t の事前承認なくHR s o f t の商標等を使用してはならないものとします。
- 2 借主は、HR s o f t の商標等について、HR s o f t の権利を損なうような行為を一切行ってはならないものとします。
- 3 利用契約は、HR s o f t の商標等についていかなるライセンスをも明示黙示を問わず承諾するものではありません。

第 35 条(専属的合意管轄裁判所)

当サービスに関する訴訟については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条(特約との関係)

第 2 条(本利用約款の範囲)に基づきHR s o f t が発表する当サービスの利用上のルールと本利用約款の定めが抵触する場合は、当該ルールの内容が優先して適用されるものとします。

第 37 条(協議事項)

本利用約款に定めのない事項、または本利用約款の各条項につき疑義が生じた場合には、HR s o f t と借主は誠意をもって協議の上解決するものとします。

第 38 条(準拠法)

本利用約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

附則

この利用規約は、平成 20 年 10 月 1 日より効力を発するものとします。